

一般事業主行動計画(第 4 期)

社員が、仕事と私生活を両立することができ、働きやすい職場環境を作ることで、社員一人ひとりが能力を十分に発揮できるようにするため、下記の通りに行動計画を策定する。

記

1. 計画期間； 平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日迄の 2 年間
2. 目 標； 平成 29 年度の有給休暇取得率を **65%**とする
平成 30 年度の有給休暇取得率を **70%**とする
3. 目標達成のための対策、実施時期
 - ① 平成 29 年 6 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日
 - 夏季休暇取得期間とし、連続 5 日間の有給休暇を取得する。
 - 取得促進と業務に支障を来さぬ様、各グループで夏季休暇取得スケジュール表を作成し、従業員全員が記入・閲覧できるようにする。
 - 各グループの居室内に、夏季休暇取得啓蒙ポスターを作成して、取得を促進させる。
 - ② 平成 29 年 10 月 1 日～平成 29 年 11 月 30 日
 - グループ別に夏季休暇の取得率を把握し、目標達成の有無を確認する。
 - 目標未達の要因、目標達成できた要因を分析し、共有する。
 - 全グループが目標を達成できるよう対策を策定する。
 - ③ 平成 29 年 12 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
 - 冬季休暇取得期間とし、連続 3 日間の有給休暇を取得する。
 - 上記②で全員が取得できるよう策定した対策を実行する。
 - ④ 平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 5 月 31 日
 - グループ別に冬季休暇の取得率、年間の有給取得率を把握し、目標達成の有無を確認する。
 - 目標未達の要因、目標達成できた要因を分析し、共有する。
 - 全グループが目標を達成できるよう対策を策定する。
 - ⑤ 平成 30 年 6 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日
 - 夏季休暇取得期間とし、連続 5 日間の有給休暇を取得する。
 - 上記④で全員が取得できるよう策定した対策を実行する。
 - ⑥ 平成 30 年 10 月 1 日～平成 30 年 11 月 30 日
 - グループ別に夏季休暇の取得率を把握し、目標達成の有無を確認する。
 - 目標未達の要因、目標達成できた要因を分析し、共有する。

- 全グループが目標を達成できるよう対策を策定する。
- ⑦ 平成 30 年 12 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
- 冬季休暇取得期間とし、連続 3 日間の有給休暇を取得する。
 - 上記⑥で全員が取得できるよう策定した対策を実行する。

以上